
目 次

1.	はじめに.....	- 1 -
1.1.	地域公共交通網形成計画策定の背景.....	- 1 -
1.2.	地域公共交通網形成計画策定の目的.....	- 1 -
2.	北設楽郡公共交通システム「おでかけ北設」の現状.....	- 2 -
2.1.	北設楽郡の概要.....	- 2 -
2.2.	「おでかけ北設」の概要.....	- 5 -
2.3.	「おでかけ北設」のこれまでの取り組み.....	- 7 -
3.	北設楽郡公共交通システム「おでかけ北設」の成果と課題.....	- 8 -
3.1.	「おでかけ北設」の成果.....	- 8 -
3.2.	社会情勢の変化への対応.....	- 8 -
3.3.	「おでかけ北設」の課題.....	- 9 -
4.	地域公共交通網形成計画の基本的な方針、区域、計画期間及び目標.....	- 12 -
4.1.	計画の位置づけ.....	- 12 -
4.2.	基本的な方針.....	- 14 -
4.3.	地域公共交通網形成計画の区域.....	- 14 -
4.4.	地域公共交通網形成計画の期間.....	- 14 -
4.5.	地域公共交通網形成計画の目標.....	- 14 -
4.6.	目標を達成するために実現する地域公共交通網の考え方.....	- 16 -
4.7.	目標と事業の関係.....	- 17 -
5.	目標を達成するために行う事業.....	- 18 -
5.1.	基幹バスや支線バス等の運行.....	- 18 -
5.2.	情報発信の強化.....	- 26 -
5.3.	事業者・近隣市との連携による北設楽郡外への移動利便性向上.....	- 30 -
6.	計画達成状況の評価.....	- 33 -
6.1.	目標の達成度を示す評価指標.....	- 33 -
6.2.	事業の達成度を示す評価.....	- 36 -
7.	「おでかけ北設」実施組織とスケジュール.....	- 39 -
7.1.	計画期間における「おでかけ北設」の実施組織.....	- 39 -
7.2.	「おでかけ北設」実施スケジュール及び事業の実施主体.....	- 40 -
8.	将来の「おでかけ北設」運営方法の検討.....	- 42 -
8.1.	運営組織の検討.....	- 42 -
8.2.	将来の移動手段確保方策の検討.....	- 42 -

1. はじめに

1.1. 地域公共交通網形成計画策定の背景

愛知県内の山間部に位置する北設楽郡3町村（設楽町・東栄町・豊根村）は、過疎化及び人口減少が著しく、公共交通利用者の減少が危惧され、このままでは公共交通サービスの維持が難しくなり、それがさらに人口減少を促進することが予想される。

そこで、北設楽郡3町村は共同で「北設楽郡公共交通活性化協議会」を設置し、一体となって「北設楽郡地域公共交通総合連携計画」を策定した。「北設楽郡地域公共交通総合連携計画」では、3町村及び民間バス事業者が協働・連携して、持続可能な公共交通網の確立を目的とした北設楽郡公共交通システム「おでかけ北設」を構築し、地域の実情にあった事業運営を目指してきた。特に計画の中では、①お年寄りの通院・買い物・用事や、小学生・中学生・高校生の通学という最も基本的な移動ニーズを満たす手段を確保すること、②JR 飯田線と乗り継いで豊橋や名古屋など他地域との間を移動できるようにすること、③どの集落からも公共交通を利用して出かけられること、の3つの目的を掲げ、バス利用を活性化させ、運営の改善を図ってきた。

しかし、日頃バスを利用しない住民のバスに対する認知度が低い点、地域外の観光客の利用が少ない点、及びタクシーや自家用有償運送との役割分担が不明確な点が課題として挙げられている。

こうした中、地域住民の日常生活の移動手段の確保を将来にわたり継続していくためには、北設楽郡3町村において引き続き地域公共交通のサービス水準について議論し、継続して計画に位置付けていく必要がある。また、運転手の高齢化が著しく、人材の確保が切実な問題となっていることなど、新たな課題も発生している。

1.2. 地域公共交通網形成計画策定の目的

以上の状況を踏まえ、北設楽郡地域再生計画や3町村の総合計画など上位計画、とりわけ、地域づくりや福祉施策との連携・整合を図りつつ、日常の移動に関する住民意識調査、乗降調査結果の分析結果を活用することにより、持続可能な地域社会の存続に寄与する「地域公共交通網形成計画」を策定することとした。

2. 北設楽郡公共交通システム「おでかけ北設」の現状

2.1. 北設楽郡の概要

2.1.1. 北設楽郡の位置と面積

北設楽郡は図 2-1 に示すように、愛知県北東部の山間地域に位置し、設楽町、東栄町、豊根村の 3 町村からなる。

面積は、553.20 km²（設楽町 273.94 km²・東栄町 123.38 km²・豊根村 155.88 km²）となっており、愛知県全体の 10.7%を占めている。

また、面積の 91.4%にあたる 505.26 km²（設楽町 248.67 km²・東栄町 112.08 km²・豊根村 144.51 km²）を森林が占めている。

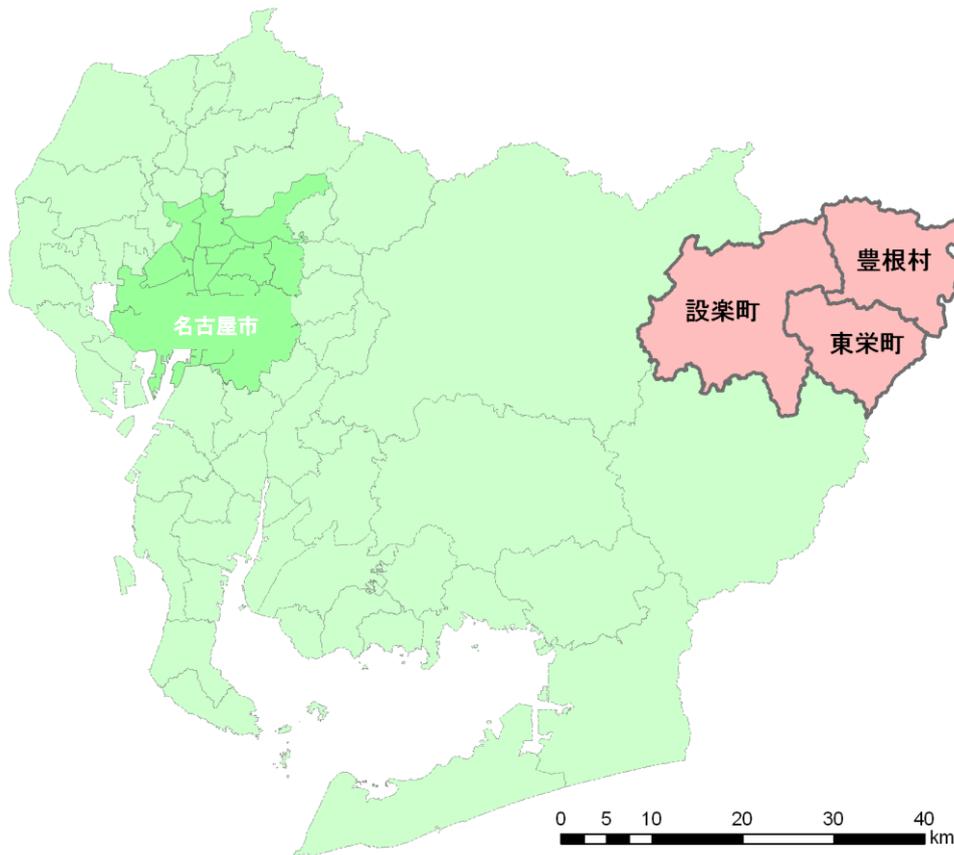
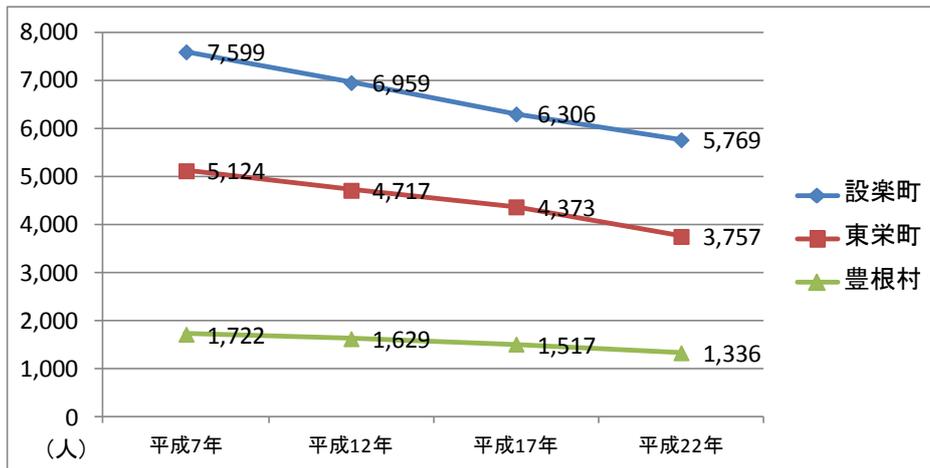


図 2-1 北設楽郡 3 町村の位置

2.1.2. 北設楽郡の人口

平成 28 年 3 月 1 日現在の人口・世帯数は、北設楽郡全体で 9,948 人（設楽町 5,245 人、東栄町 3,521 人、豊根村 1,182 人）、4,356 世帯（設楽町 2,256 世帯、東栄町 1,577 世帯、豊根村 523 世帯）である（各町村の住民基本台帳のデータより）。

また、平成 7 年以降の国勢調査の結果を図 2-2 に示す。人口は、3 町村とも減少傾向にある。

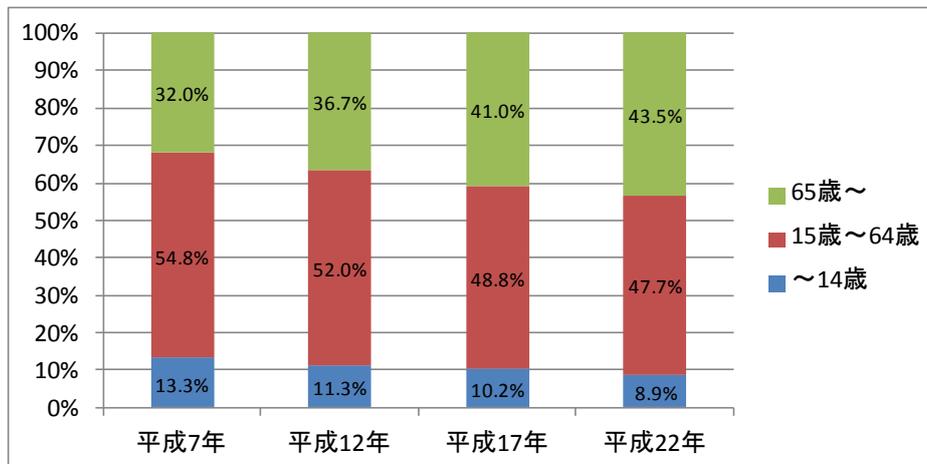


※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

図 2-2 北設楽郡 3 町村の人口の推移

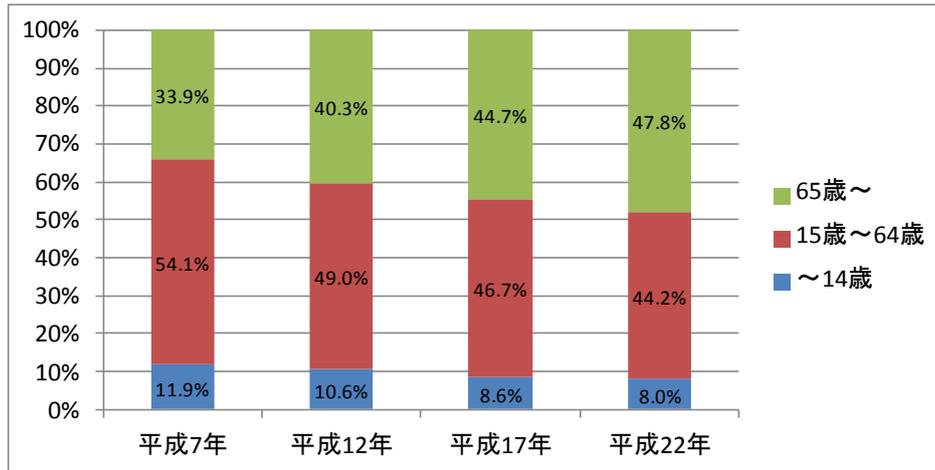
図 2-3～図 2-5 に国勢調査における年齢階層別人口構成を示す。

平成 22 年の国勢調査で、14 歳以下の人口は 944 人（設楽町 513 人、東栄町 301 人、豊根村 130 人）で、総人口の 8.7%にまで減少している。一方、65 歳以上の人口は北設楽郡全体で 4,914 人（設楽町 2,507 人、東栄町 1,795 人、豊根村 612 人）で、総人口の 45.2%を占めている。



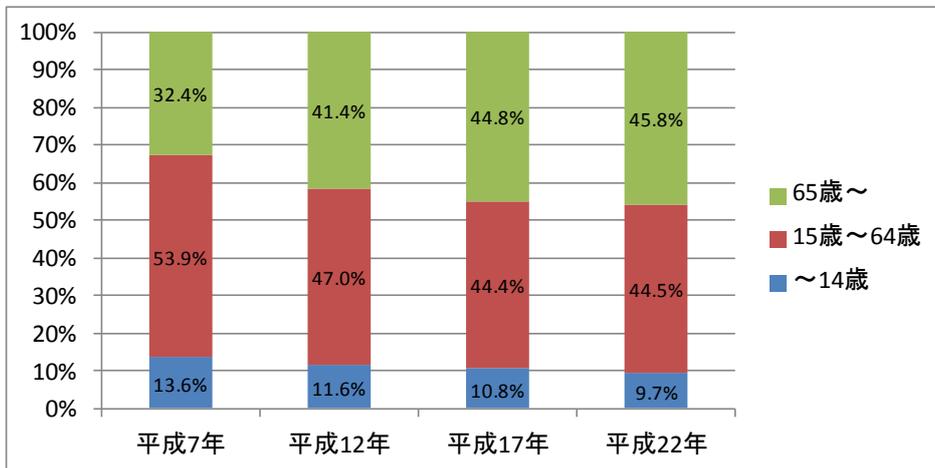
※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

図 2-3 世代別人口割合の推移（設楽町）



※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

図 2-4 世代別人口割合の推移（東栄町）



※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

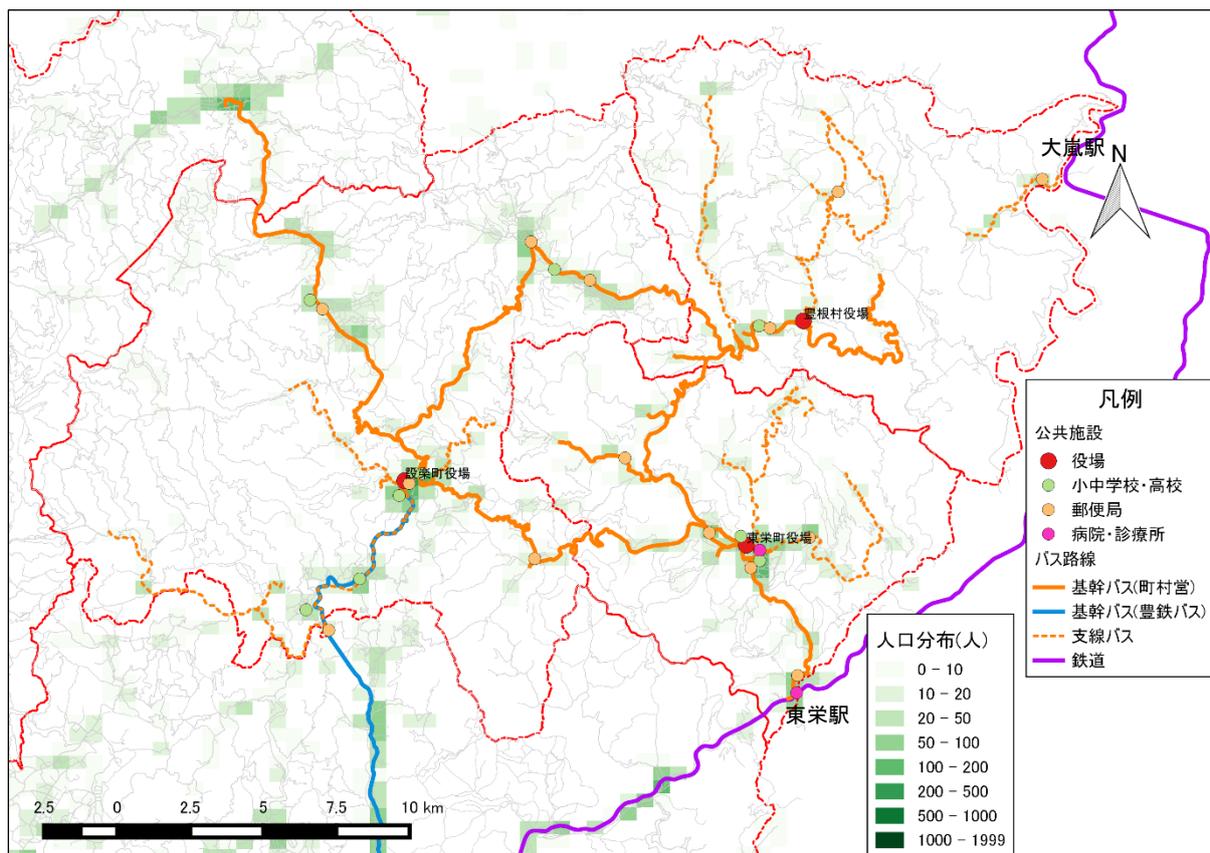
図 2-5 世代別人口割合の推移（豊根村）

2.2. 「おでかけ北設」の概要

北設楽郡の公共交通機関としては、次のようなものがある。

- 東海旅客鉄道の飯田線
- 豊鉄バスによる定時定路線の路線バス
- 北設楽郡3町村の運営による定時定路線の路線バス
- 事前予約方式の予約バス（設楽町、東栄町）
- 小中学校の通学用のスクールバス（設楽町、東栄町、豊根村）
- 公共交通空白地有償運送の「のってかっせ」（設楽町津具地区）及び「がんばらマイカー」（豊根村）
- 市町村福祉有償運送の「移送サービス」（設楽町）
- タクシー（設楽町2事業者、東栄町1事業者）

鉄道及び定時定路線バスのネットワーク図を図 2-6 に示す。定時定路線の路線バスは、人口の集積している集落と各種施設や鉄道駅とを結んでいる。



※) 人口データは平成 22 年国勢調査結果より

図 2-6 北設楽郡公共交通ネットワーク

2.2.1. 鉄道

東海旅客鉄道（以下 JR 東海と称す）の飯田線は、愛知県豊橋市から長野県飯田市を経由して長野県辰野町を結ぶ路線である。東栄町内に東栄駅を置いている。また、隣接する浜松市天竜区にある大嵐（おおぞれ）駅が豊根村富山地区の近くにある。

東栄駅では豊橋方面へ平日、土休日ともに 1 日 13 本を、飯田方面には 1 日 12 本を運行し、大嵐駅では、豊橋方面へ 1 日 8 本、飯田方面へ 1 日 9 本が運行されている。

東栄駅では、基幹バス豊根東栄線及び東栄線が、大嵐駅では支線バス富山線が、飯田線の列車に接続するよう運行されている。

2.2.2. 路線バス

北設楽郡では、「おでかけ北設」と称して、設楽町、東栄町、豊根村及び民間事業者である豊鉄バスが共同でバスを運行する総合交通システムを確立している。

「おでかけ北設」による路線バスの概要は、次のとおりである。

- 北設楽郡の拠点間及び北設楽郡外を結ぶ移動に対しては、「基幹バス」を運行している。基幹バスは、次の 7 路線を運行している。
 - ▶ 東栄設楽線：本郷（東栄町）～田口（設楽町）
 - ▶ 豊根東栄線：石堂（豊根村）～本郷（東栄町）～東栄駅（東栄町）
 - ▶ 東栄線：本郷（東栄町）～東栄駅（東栄町）
 - ▶ 稲武線：田口（設楽町）～稲武（豊田市）
 - ▶ 豊根設楽線：大立・石堂（豊根村）～下津具・田口高校（設楽町）
 - ▶ 津具線：田口（設楽町）～下津具（設楽町）
 - ▶ 田口新城線：田口（設楽町）～新城市民病院（新城市）
- 町村役場所在地などの拠点と集落とを結ぶ移動に対しては、定時定路線である「支線バス」を運行している。支線バスは、設楽町 2 路線、東栄町 2 路線、豊根村 3 路線を運行している。

2.2.3. タクシー

北設楽郡内でタクシー事業を行う事業者は、設楽町に田口乗用自動車有限会社、納庫タクシー、東栄町に東栄タクシー有限会社が存在している（表 2-1 参照）。豊根村にはタクシー事業者は存在しない。

表 2-1 北設楽郡内タクシー事業者一覧

単位：台

事業者	事業者の住所	ジャンボ タクシー	一般 タクシー	計
田口乗用自動車（有）	設楽町田口字大西 30-2		1	1
納庫タクシー	設楽町東納庫字塞勝 13		2	2
東栄タクシー（有）	東栄町三輪字下奈根 52-6	1	2	3

2.3. 「おでかけ北設」のこれまでの取り組み

2.3.1. 第1次地域公共交通総合連携計画の策定

北設楽郡の3町村は、早い時期から過疎化及び少子化が著しく進んでおり、地域の足である路線バスの維持は財政的に大きな負担となっていた。路線バスは日常生活の移動手段として必要不可欠な存在であるが、3町村が個別に地域公共交通会議・有償運送運営協議会を開催しており、3町村間の移動は途中で乗り換えが発生するなど、通学、通院、買い物といった日常生活の移動に不便をきたしていた。

そのため、北設楽郡地域内の公共交通や移動手段のあり方について総合的に検討するために、それまで各町村において個別に組織していた地域公共交通会議・有償運送運営協議会を発展的に解消し、3町村の住民、交通事業者及び関係行政機関などが参画し、地域公共交通活性化再生法の法定協議会の機能を持った「北設楽郡公共交通活性化協議会」を、平成21年3月に設置した。そして、平成19年に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、平成21年度～平成23年度の3か年において、第1次地域公共交通総合連携計画を策定し、「おでかけ北設」と称する3町村及び民間バス事業者が一体となった総合交通システムを確立した。そして、平成22年1月より、現在の基幹バス及び支線バスの運行を開始した。また、事前の予約が必要な予約バスの運行も、平成22年5月より開始した。

2.3.2. 第2次地域公共交通総合連携計画の策定

第1次地域公共交通総合連携計画の実施結果を踏まえ、平成25年度～平成27年度の3か年において、第2次地域公共交通総合連携計画を策定した。第2次地域公共交通総合連携計画では表2-2の5つの目標を掲げた。

表 2-2 第2次地域公共交通総合連携計画の目標

	目標の内容	評価指標
目標①	郡内主要集落から高校への通学手段の確保	高校生自宅通学率
目標②	郡内全集落から拠点地区への移動手段の確保	集落カバー率
目標③	異なる交通事業者間の連携による総合的な交通体系の確立	交通結節点接続率
目標④	地域住民の参画による移動手段の確保・維持・改善のためのマイバス意識の醸成	町村別目標達成度
目標⑤	沿線住民一人あたりの年間利用回数の向上	年間利用回数

5つの目標の指標及び利用者数を基に、目標に対する総合評価を行った。評価方法は、表2-2の5つの指標を点数化したものの合計値で判定した（評価方法は巻末資料第3章参照）。平成26年度及び平成27年度の点数はともに8点であり、「おでかけ北設」にて実現した交通体系及び事業内容は妥当であったと評価している。

3. 北設楽郡公共交通システム「おでかけ北設」の成果と課題

3.1. 「おでかけ北設」の成果

第1次地域公共交通総合連携計画及び第2次地域公共交通総合連携計画の策定により、次のような成果があった。

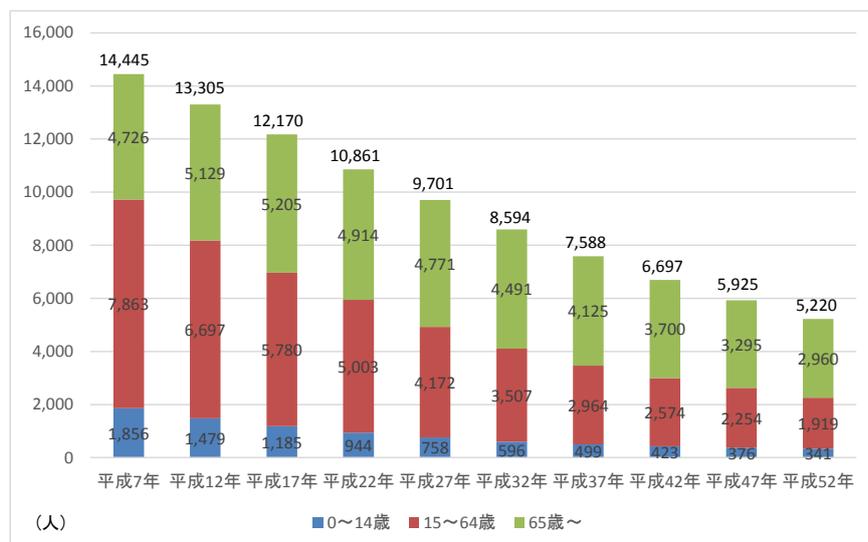
- 東栄町や豊根村から田口高等学校への通学の利便性向上及び自宅通学率の向上
- 3町村すべての中学校にて田口高等学校との中高一貫教育の実施
- 豊根村から東栄病院への通院の利便性向上（特に冬期）
- 予約バス運行に伴う交通空白域解消による生活の質の向上

これらの成果が評価され、北設楽郡公共交通活性化協議会が平成24年度地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰を受けた。また、国の「地域活性化モデルケース」に採択されるなどの結果、公共交通以外の政策における3町村連携の機運が向上している。

3.2. 社会情勢の変化への対応

3.2.1. 人口減少への対応

北設楽郡では今後も人口減少が予想されている。65歳未満のみならず、65歳以上の人口も減少することが予想される（図3-1参照）。3町村の財政状況は好転する見込みがないことから、現状の行政サービスを維持し続けることは困難である。人口減少に対応した交通体系の確立が求められる。



※）平成22年以前は国勢調査結果（平成22年）、平成27年以降は日本の将来推計人口（平成25年、国立社会保障・人口問題研究所）

図 3-1 北設楽郡の年代ごとの人口の推移

3.2.2. 運転手不足への対応

近年、バス及びタクシーの運転手不足及び運転手の高齢化が社会問題となっている。運転手不足に起因する路線バスの本数削減や路線廃止も発生している。北設楽郡でバスを運行する事業者でも同じ問題が生じている。

3.3. 「おでかけ北設」の課題

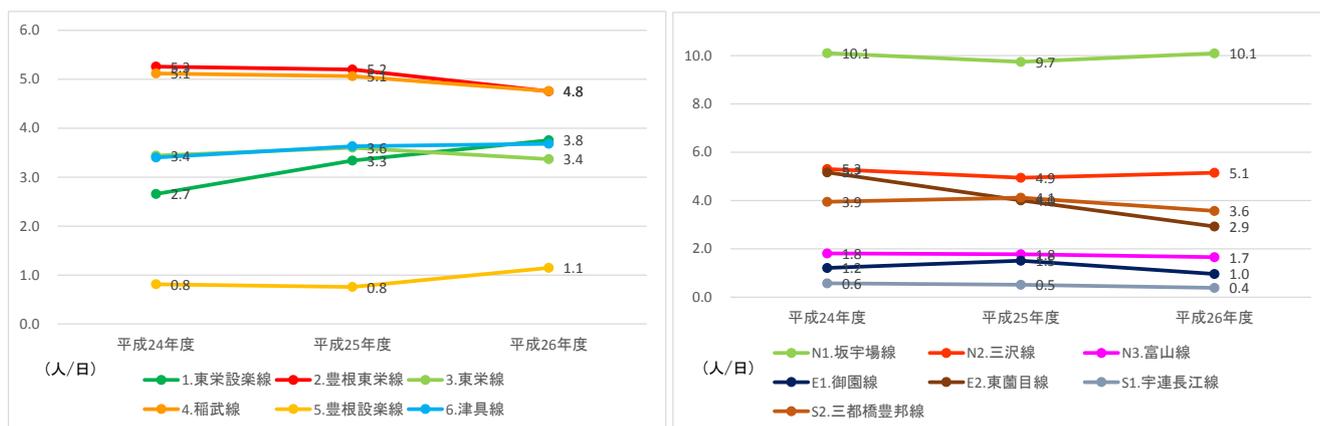
3.3.1. 利用の少ない路線への対応

各町村営バス（基幹バス、支線バス及び予約バス）の利用実態調査（調査方法は巻末資料第4章参照）より、利用の少ない路線の存在が明らかになっている。

基幹バスでは豊根設楽線、支線バスでは宇連長江線（設楽町）にて、年度によって1便あたりの利用者数が1.0人未満となることがある。また、三沢線（豊根村）、御園線（東栄町）では、小中学生の利用を除いた場合、1便あたりの利用者数が1.0人未満となる（図3-2参照）。

利用者数の少ない路線については、サービスの見直しなどを検討する必要がある。また、利用者の多くが小中学生の通学利用の場合、路線バス方式では学校行事や警報発令時などに対応できない問題も存在する。

北設楽郡は今後も人口減少が予想されることから、バスサービスの現状維持では利用者が減少することが予想される。財政制約上、サービス向上は困難であることから、利用状況に応じた運行形態の見直しのほか、住民意識の高揚による積極的なバス利用施策が必要である。



- ※1) 豊根設楽線の1便あたりの利用者数は、石堂発着の便数で算出
- ※2) 富山線の1便あたりの利用者数は、大嵐駅発着の便数で算出
- ※3) 利用者数には、小中学生の利用者も含む

図 3-2 1 便あたりの平均乗車人数（平成 24 年度～平成 26 年度）

3.3.2. 高齢者の移動実態の変化への対応

移動に関する住民意識調査（調査方法は巻末資料第4章参照）より、高齢者（65歳以上）の次のような移動実態の変化が明らかになっている。

- 高齢者（65歳以上）の買い物のための外出頻度について、52.3%が1週間に1回未満である。これは、平成20年に実施したアンケートの結果に比べて、外出頻度が低下傾向にある（図3-3参照）。
- 85歳以上の自動車利用可能状況は、平成20年実施の同種調査では、76.0%であるのに対し、平成27年11月実施の調査では85.7%であり、増加傾向にある（表3-1参照）。

近年、高齢者の運転による交通事故は増加傾向であることから、北設楽郡において、自動車を用いることなく移動できる環境づくりが必要である。

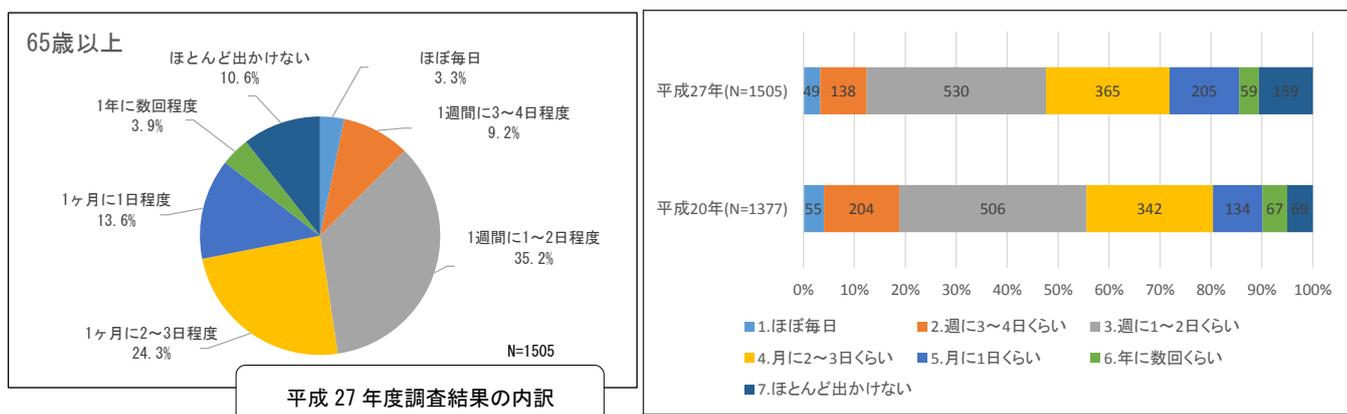


図 3-3 高齢者の買い物における外出頻度（平成27年）及び平成20年と平成27年の比較

表 3-1 年齢階層別自動車利用可能状況

	平成20年	平成27年
65~74歳	94.3%	95.4%
75~84歳	83.8%	88.9%
85歳以上	76.0%	85.7%
65歳以上全体	88.2%	91.1%

3.3.3. 「おでかけ北設」の認知

移動に関する住民意識調査より、「おでかけ北設」の認知度は 81.2%であった（平成 23 年の同種の調査では 77.6%）。一方、「おでかけ北設」の取り組み内容を把握していた住民は 35.3%にとどまった。特に中学生及び高校生は、「おでかけ北設」の取り組み内容を把握していたのは 19.8%にとどまった（図 3-4 参照）。

北設楽郡住民に対し、「おでかけ北設」の取り組みへの理解を高め、公共交通に対する意識の高揚を図る必要がある。

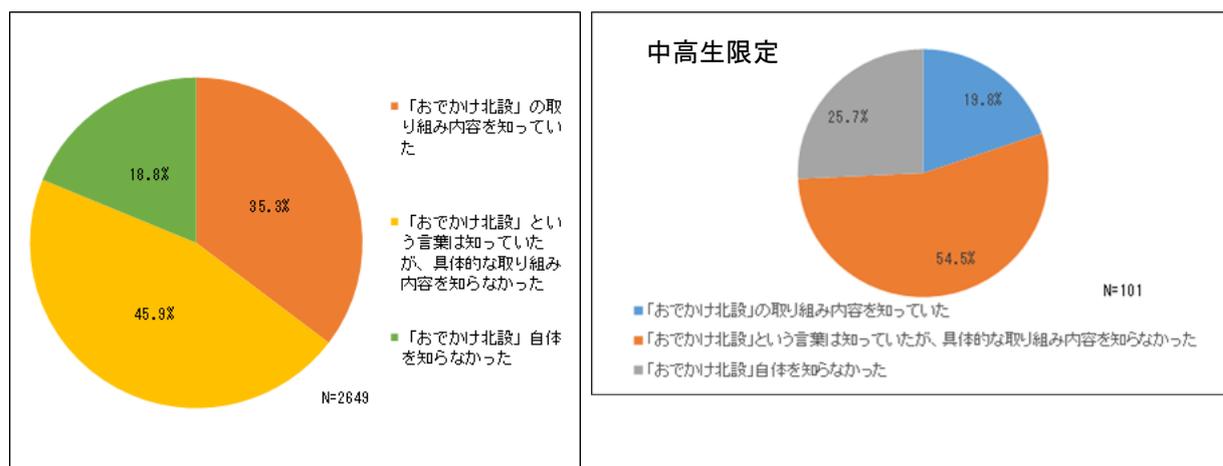


図 3-4 「おでかけ北設」の住民の認知度

3.3.4. 個別のバスサービスの向上

移動に関する住民意識調査の自由意見にて、表 3-2 のような要望が複数あった。現状の基幹バスなどの路線バスのサービスについて、住民要望を精査し、改善につなげる必要がある。

表 3-2 住民意識調査における基幹バスに関する要望の例

回答者	要望内容
設楽町名倉在住・男性・中高生	部活がある日曜日、祭日も運行してほしい。(高校)
設楽町名倉在住・女性・40代	日曜日にバスが運行していないので、不便です。
東栄町本郷在住・女性・70代	病院から本郷方面のバスが(11時台)ほしいです。

また、「おでかけ北設」実施時に各町村営バスの運賃が距離制からゾーン制に移行した際、豊鉄バスが運行する田口新城線だけは、距離制のまま存置されており、他路線に比べて割高である。北設楽郡公共交通活性化協議会において、田口新城線の運賃の負担軽減について議題に上がり、改善を進めるべきとの合意が形成されたため、全体の 7 割以上を走行する新城市と協議を進めているが、合意には至っていない。

4. 地域公共交通網形成計画の基本的な方針、区域、計画期間及び目標

4.1. 計画の位置づけ

本網形成計画は、北設楽郡3町村が連携し、各種計画やビジョンにしたがって北設楽郡内のすべての住民が豊かな生活を行うことができるよう、必要な移動の機会を確保するために策定するものである。また、各町村の総合計画における交通関連施策及び愛知県の施策との整合性を図ることが必要となる。

関連する計画について、図4-1に示す。

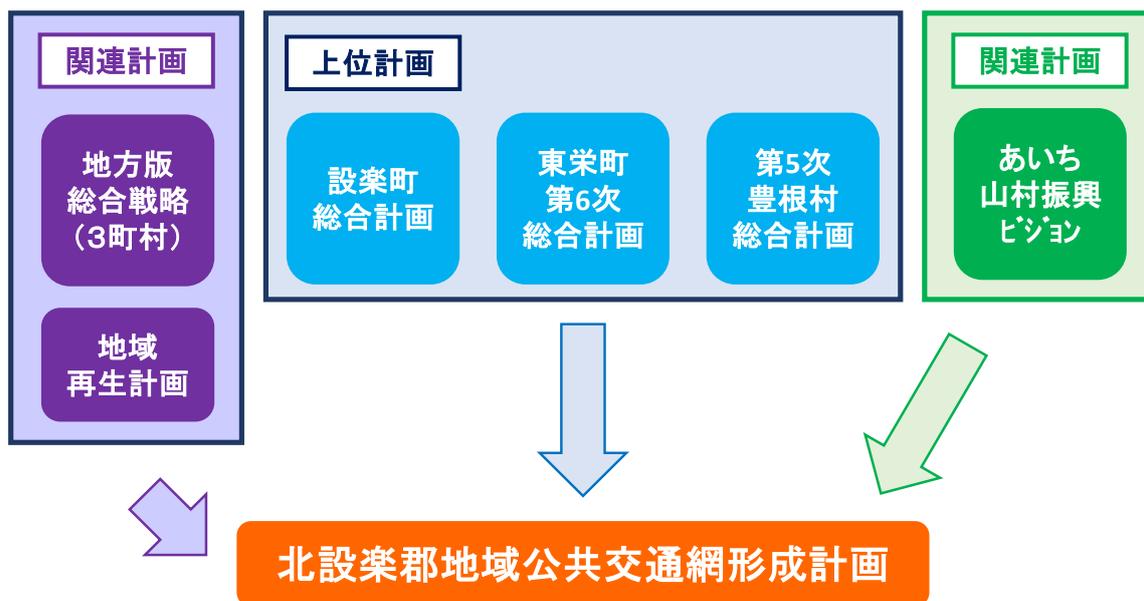


図 4-1 北設楽郡地域公共交通網形成計画と関連する計画

また、上位計画および関連計画の公共交通に関する内容を、表 4-1 に示す。いずれの計画においても、公共交通の確保を掲げている。

表 4-1 上位計画および関連計画における北設楽郡地域公共交通網形成計画と関連する内容

計画名称		公共交通に関する内容
総合計画	設楽町総合計画 (平成 19 年度～平成 28 年度)	「潤いと快適な居住環境のまちづくり」にて、①運行体制の確立、②民間バス路線の確保、③町営バスの運行強化、④スクールバスの効果的な運行に取り組む、としている。
	東栄町第 6 次総合計画 (平成 28 年度～平成 37 年度)	「定住・交流を支えるまちづくり」では、誰もが利用しやすい公共交通の充実を図り、交通ネットワークの構築を進めるとしており、①バス運行の充実、②鉄道利用の促進に取り組む、としている。
	第 5 次豊根村総合計画 (平成 20 年度～平成 29 年度)	「定住基盤の環境づくり」として、公共交通の確保（村営バスの経営改善・利用促進の検討及び広域的運営の検討・ボランティアタクシーの活用・飯田線の利用促進運動など）を掲げている。
あいち山村振興ビジョン 2020		重点施策の1つとして公共交通の確保・充実を掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> ■市町村とともに国及び県単独の補助制度により乗合バス等の運行確保に努めていく ■JR飯田線の地域の地域住民、自治体による利用促進運動を促す
総合戦略	設楽町	<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通網の維持（バス路線） ■福祉輸送事業の実施 ■過疎地有償運送の拡大
	東栄町	<ul style="list-style-type: none"> ■基幹バス、支線バス、予約バスの運行を実施
	豊根村	<ul style="list-style-type: none"> ■村営バスの経営改善・利用促進及び広域的運営の検討 ■ボランティアタクシーの活用 ■利便性向上の要望活動 ■飯田線の利用促進運動
地域再生計画		郡内唯一の田口高校（設楽町）への通学、郡内唯一の東栄病院への通院を可能とする町村間のバス相互乗り入れを軸とした公共交通ネットワークの構築

4.2. 基本的な方針

基本方針 北設楽郡 3 町村が一体となった公共交通網の実現

北設楽郡は、高等学校や総合病院といった教育、医療などの生活に必要な施設全てを完備している町村は存在せず、日常生活において町村外への移動が必要となる場合が多い。そのため、公共交通における 3 町村連携の取り組みは様々な効果が出ており、それをきっかけとして公共交通以外の行政施策でも連携の機運が高まっている。このような現状を踏まえ、3 町村が個別に移動サービスを提供するのではなく、3 町村が一体となった公共交通網を形成し、「おでかけ」ができる環境づくりを引き続き推進していく。

4.3. 地域公共交通網形成計画の区域

北設楽郡地域公共交通網形成計画の区域を、次のように定める。

- 北設楽郡 3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）

4.4. 地域公共交通網形成計画の期間

北設楽郡地域公共交通網形成計画の期間を、次のように定める。

- 平成 28 年度～平成 30 年度（3 か年）

4.5. 地域公共交通網形成計画の目標

北設楽郡地域公共交通網形成計画の目標を、次のように定める。

目標① 郡内拠点間及び郡外拠点への交通利便性確保

目標② 全ての集落から郡内拠点への移動手手段の提供

目標③ 「おでかけ北設」を多くの住民・来訪者に知ってもらい、利用してもらうための仕組みづくり

目標④ 「おでかけ北設」を将来にわたって持続するための運行形態の改善

目標① 郡内拠点間及び郡外拠点への交通利便性確保

北設楽郡内の拠点間及び郡外拠点との交通利便性を確保することは、高校の自宅通学率の向上や冬期の通院手段の提供など、地域住民の生活の質の向上に寄与している。また、北設楽郡外からの来訪者の移動手段でもある。このため、基幹バスサービスの提供によって、郡内拠点間及び郡外拠点への交通の利便性を確保する。

目標② 全ての集落から郡内拠点への移動手段の提供

基幹バスが運行されていない集落については、支線バス、予約バス、各種自家用有償運送、スクールバス、タクシーの活用などによって、北設楽郡内の全集落から生活拠点となる郡内拠点地区（設楽町田口・津具、東栄町本郷、豊根村石堂）までの移動手段を提供する。

目標③ 「おでかけ北設」を多くの住民・来訪者に知ってもらい、利用してもらうための仕組みづくり

人口減少が予想される中で、今後の「おでかけ北設」の利用者を確保するためには、居住者の利用を促進するだけでなく、北設楽郡外からの来訪者の利用を確保することも必要である。このため、①高齢者を対象とした「おでかけ北設」の利用促進、②児童・生徒を対象とした「おでかけ北設」の取り組みの認知向上、③郡外からの来訪者の「おでかけ北設」の利用増加のための情報発信事業の強化を行う。

目標④ 「おでかけ北設」を将来にわたって持続するための運行形態の改善

利用者の高齢化に対応するため、利用者層に合わせた、利便性が高く、費用対効果の高い運行形態への改善を進める。具体的には、支線バスや予約バスの運行形態の見直しや、タクシーや自家用有償運送の活用を行う。

4.6. 目標を達成するために実現する地域公共交通網の考え方

地域公共交通網の考え方は、次のとおりとする（図 4-2 参照）。

- 郡内拠点間及び郡外拠点を結ぶ路線を**基幹バス**と定義し、日常生活に必要な便数及び郡外から役場所在地への来訪に必要な便数を確保する。北設楽郡の地域公共交通網の拠点は、次のとおりとする。
 - 郡内拠点（役場所在地）：田口（設楽町）、本郷（東栄町）、石堂（豊根村）
 - 郡内拠点（総合支所所在地）：津具（設楽町）
 - 郡外拠点：稲武（豊田市）、新城市中心部
 - 鉄道駅：東栄駅（東栄町）、本長篠駅（新城市）、大嵐駅（浜松市天竜区）
- 基幹バスが経由しない集落については、支線バスをはじめとする生活に必要な各種交通サービスを提供する。



図 4-2 北設楽郡公共交通網

4.7. 目標と事業の関係

地域公共交通網形成計画で掲げた目標と、次章で説明する事業との対応について、表 4-2 に示す。

表 4-2 目標と事業との対応

		目標①	目標②	目標③	目標④	
目標① 郡内拠点間及び郡外拠点への交通利便性確保						
目標② 全ての集落から郡内拠点への移動手段の提供						
目標③ 「おでかけ北設」を多くの住民・来訪者に知ってもらい、利用してもらうための仕組みづくり						
目標④ 「おでかけ北設」を将来にわたって持続するための運行形態への改善						
事業内容		目標①	目標②	目標③	目標④	
計 の 画 事 期 間 内	基幹バス、 支線バス等の運行	郡内拠点間及び 郡外拠点を結ぶ基幹バスの運行	○	○		○
		各町村内を移動するための 各種サービスの提供		○		○
	情報発信の強化	北設楽郡の来訪客向けの情報発信			○	
		北設楽郡住民向けの情報発信			○	
		「おでかけ北設」の取り組みを 理解してもらうための方策			○	○
	事業者・近隣市との 連携による郡外への 移動利便性向上	異なる交通モード間の 交通結節点での連携	○		○	
田口新城線の 活性化のための各種事業		○		○		
将来に向けた検討事項	運営組織の検討				○	
	将来の手段確保方策の検討				○	

5. 目標を達成するために行う事業

5.1. 基幹バスや支線バス等の運行

5.1.1. 郡内拠点間及び郡外拠点間を結ぶ基幹バスの運行

5.1.1.1 基幹バスの概要

高等学校への通学、主要病院への通院、北設楽郡外からの来訪などを目的として、北設楽郡の拠点間及び郡外自治体とを結ぶための基幹バスを運行する。基幹バスに求める主たる役割は、次のとおりとする。

- 田口高等学校又は北設楽郡外の高等学校への通学輸送
- 新城市民病院又は東栄病院への通院輸送
- 北設楽郡町村と北設楽郡外とを結ぶ輸送

平成 28 年 3 月現在運行している基幹バスの概要を図 5-1 及び表 5-1 に示す。これは、平成 22 年から続く体系であり、本計画もこれを踏襲する。



図 5-1 「おでかけ北設」基幹バス運行体系

表 5-1 基幹バスの概要（平成 28 年 3 月現在）

路線名	運行主体	運行区間	運行本数(往復)	主たる役割
1.東栄 設楽線	東栄町、 設楽町	本郷～中設 楽～神田・向 嶋～田口	■本郷・東栄役場 前～神田:平日5往 復、土曜3往復(予 約便) ■向嶋・神田～田 口:平日7往復(予 約便含む)、土曜5 往復	■設楽町神田地区から設楽町中心部への アクセス ■東栄町月・中設楽集落から東栄町中心部 へのアクセス ■東栄町内から田口高校への通学輸送 ■設楽町内から東栄病院への通院輸送(本 郷にて東栄線と乗継)
2.豊根 東栄線	豊根村、 東栄町	東栄駅前～ 奈根～本郷 ～中設楽～ 粟代～日向 ～石堂 ※一部粟代・ 日向經由せず	■本郷・東栄役場 前～日向:平日6往 復、土休日2往復 ■布川～石堂:平 日5往復 ■東栄駅前～本 郷:平日3往復	■豊根村及び東栄町振草地区から東栄町 中心部、東栄病院及びJR飯田線へのアク セス ■東栄町中心部とJR飯田線との連絡輸送 ■JR飯田線沿線からとうえい温泉や湯～ら んどパルとよねへの輸送
3.東栄線	東栄町	東栄駅前～ 奈根～本郷・ 東栄役場前・ とうえい温泉 前	平日:9往復 土休日:7往復	■東栄町中心部とJR飯田線との連絡輸送 ■JR飯田線沿線からとうえい温泉への輸送 (豊根東栄線においても同種の役割あり)
4.稲武線	設楽町	どんぐりの湯 前・稲武～名 倉局前～田 口	平日・土曜:5往復 (予約便含む)	■設楽町中心部と豊田市稲武地域との連 絡輸送 ■設楽町名倉地区から稲武地域中心部及 び設楽町中心部へのアクセス ■設楽町から豊田市中心部・足助地域への アクセス(稲武にてとよたおいでんバス稲武・ 足助線と乗継)
5.豊根 設楽線	豊根村	大立～石堂 ～下津具 ※一部田口高 校前まで運転	■大立～石堂:平 日3往復 ■石堂～下津具: 平日7往復 ■下津具～田口高 校前:平日1往復	■豊根村から田口高校への通学輸送 ■豊根村と設楽町との連絡輸送(下津具に て津具線と乗継) ■設楽町を經由して新城市へのアクセス
6.津具線	豊鉄バス	下津具～上 津具～田口	平日:5往復 土休日:4往復	■豊根村と設楽町との連絡輸送(下津具に て豊根設楽線と乗継) ■設楽町津具地域と設楽町中心部との連 絡輸送
7.田口 新城線	豊鉄バス	田口～田峯 ～本長篠駅 前～新城病 院前	平日:9往復 土休日:6往復	■設楽町中心部と新城市及びJR飯田線と の連絡輸送 ■設楽町段嶺地区から設楽町中心部並び に新城市中心部及び鳳来地域へのアクセス

5.1.1.2 基幹バスの役割分担

基幹バス運行事業の役割分担について、表 5-2 に示す。なお、運転手確保については原則的に運行主体で行うものとするが、北設楽郡公共交通活性化協議会としても、運転手確保のための広報を実施することとする。

表 5-2 基幹バスの役割分担

実施内容		停留所 整備	経路・ ダイヤ設定	車両・ 運転手確保	運行
1)北設楽郡と 郡外とを結ぶ 路線を運行	⑦田口新城線 (新城市～設楽町)	豊鉄バス			
	④稲武線 (設楽町～豊田市稲武)	北設楽郡公共交通 活性化協議会			設楽町
2)北設楽郡内の 町村間を結ぶ 路線を運行	①東栄設楽線、 ②豊根東栄線、 ⑤豊根設楽線				設楽町、東栄町、 豊根村
3)各町村の 拠点間を結ぶ 路線を運行	③東栄線(東栄駅～本郷)				東栄町
	⑥津具線(田口～津具)				豊鉄バス

5.1.1.3 基幹バスのサービス改善

前述の課題で挙げたとおり、現状の基幹バスについては、次の要望があった。

- 稲武線の日曜日の運行（住民意識調査より）
- 東栄病院からの帰宅ダイヤの充実（住民意識調査より）

また、北設楽郡の郡外拠点を発着する次のバス路線が、平成 28 年度に新設される。

- 新城市中心部～名古屋市内の高速バス「山の湊号」（平日 3 往復、土休日 2 往復）
- 豊田市稲武～豊田市中心部へのとよたおいでんバス快速便（平日 4 往復、土休日 2 往復）

これらを踏まえ、需要を精査の上、サービス改善を図るものとする。

- 稲武線の日祝日への運転日拡大
- 東栄線の東栄病院からの帰宅ダイヤの見直し
- 「山の湊号」及び「とよたおいでんバス快速便」との接続考慮

5.1.2. 各町村内を移動するための各種サービスの提供

基幹バスで確保することができない移動ニーズのうち、通学、通院、日常の買い物のための移動については、設楽町、東栄町、豊根村が主体となって、全ての集落から生活拠点となる郡内拠点までの移動手段を確保する。支線バスのほか、予約バス、スクールバス、各種移送サービスなどを活用する（表 5-3 参照）。

支線バスについては、基幹バスで担うことのできない集落において、通学や通院を主体とした様々な目的とした運行を行う。

表 5-3 町村内を移動するための各種サービス一覧

	実施主体	サービスの概要	主たる役割	利用制限
支線バス	設楽町、東栄町 豊根村	基幹バスが運行されていない主要集落と郡内拠点とを定時定路線で運行	■主として小中学生の通学輸送 ■病院又は診療所への通院輸送	特になし
予約バス	設楽町、東栄町	利用者の予約に応じて運行し、複数の住民が乗り合って利用するバス又はタクシー	■病院又は診療所への通院輸送	予め登録した住民
スクールバス	設楽町・東栄町・豊根村の各教育委員会	小中学生の通学及び帰宅に特化して運行	■小中学生の通学輸送	原則小中学生のみ
がんばらマイカー（豊根村）	豊根村社会福祉協議会	利用者の予約に応じて、ボランティアの運転手が運行するサービス（公共交通空白地有償運送）	■病院又は診療所への通院輸送	予め登録した住民
のってかせ（設楽町津具地区）	津具商工会	利用者の予約に応じて運行する軽自動車（公共交通空白地有償運送）	■診療所への通院輸送	予め登録した住民
移送サービス（設楽町）	設楽町	利用者の予約に応じて運行する自動車（市町村福祉輸送）	■病院又は診療所への通院輸送	要支援認定者、要介護認定者、障がい者
福祉タクシー（設楽町及び東栄町）	設楽町、東栄町	上記サービスを通常のタクシー車両にて実施		

5.1.2.1 支線バスの運行

平成 28 年 3 月現在、支線バスは、7 路線を運行している。運行概要について、表 5-4 及び図 5-2 に示す。

表 5-4 支線バスの概要（平成 28 年 3 月現在）

路線名	運行主体	運行区間	運行本数(往復)	主たる役割
S1.宇連 長江線	設楽町	設楽宇連～ 田口～天堤	■設楽宇連・大名倉～田口：平日2.5往復、土曜1.5往復 ■田口～長江・天堤：平日3往復、土曜2往復	■長江・小松集落および大名倉・松戸集落から設楽町中心部へのアクセス
S2.三都橋 豊邦線	設楽町	田口～田峯 ～桑平	平日・土曜2往復	■段嶺地区豊邦・三都橋集落から設楽町中心部および豊鉄バス田口新城線へのアクセス
E1.御園線	東栄町	本郷～御園 天文台前	平日3往復	■御園・足込集落から東栄町中心部へのアクセス
E2.東菌目線	東栄町	本郷～長泉 寺前	平日3往復	■東菌目・西菌目集落から東栄町中心部へのアクセス
N1.坂宇場線	豊根村	石堂～豊根 中村	平日4往復	■坂宇場・上黒川集落から豊根村中心部および基幹バスへのアクセス
N2.三沢線	豊根村	石堂～山内	平日4往復	■三沢集落から豊根村中心部および基幹バスへのアクセス
N3.富山線	豊根村	大嵐駅～富山支所前～ 漆島	■大嵐駅～富山支所前：平日6往復 ■富山支所前～漆島：平日7往復	■富山集落中心部へのアクセス ■JR飯田線へのアクセス



図 5-2 「おでかけ北設」支線バス運行体系

5.1.2.2 スクールバスの運行

小学生及び中学生の通学に際し、路線バス（支線バス及び基幹バス）で対応できない場合は、各町村の教育委員会にてスクールバスを運行する。平成 27 年度は、設楽町で 6 路線、東栄町で 1 路線、豊根村で 1 路線運行している（表 5-5 参照）。

表 5-5 スクールバスの運行状況（平成 27 年度）

単位：人/日

自治体	路線名	中学生	小学生
設楽町	平山荒尾線	3	4
	沖駒線	8	—
	名倉線	20	—
	小塩線	5	3
	田峯線	10	2
	裏谷線	—	3
東栄町	振草下粟代方面	—	4
豊根村	富山方面	2	1

5.1.2.3 予約バスの運行

予約バスとは、事前に会員登録した住民が、利用前に予約を行って利用することができるバスのことである。予約バスは、設楽町で2路線、東栄町で4路線運行している。平成28年3月現在の予約バスは表5-6のとおりである。

表 5-6 予約バス運行形態（平成28年3月現在）

	路線名	居住地集落	目的地
設楽町	宇連長江線	荒尾、大名倉、小松、裏谷、長江、松戸	田口まちなか
	三都橋豊邦線	清崎、小塩、田内、田峯、豊邦、三都橋	田口まちなか、 田峯停留所
東栄町	菌目線	下田、川角、東菌目、西菌目	本郷まちなか、 東栄駅
	御園線	橋場、栃畑、足込、坪沢、長畑、御園	
	振草線	小林、上粟代、下粟代、古戸、桑原、 平山（設楽町）	
	三ツ組・三輪線	尾籠、柿野、三ツ組、河内、深谷	

なお、基幹バス東栄設楽線及び稲武線において、予約があった場合のみ特定の停留所を経由する予約便を運行している。

予約バスの利用方法について、図5-3に示す。

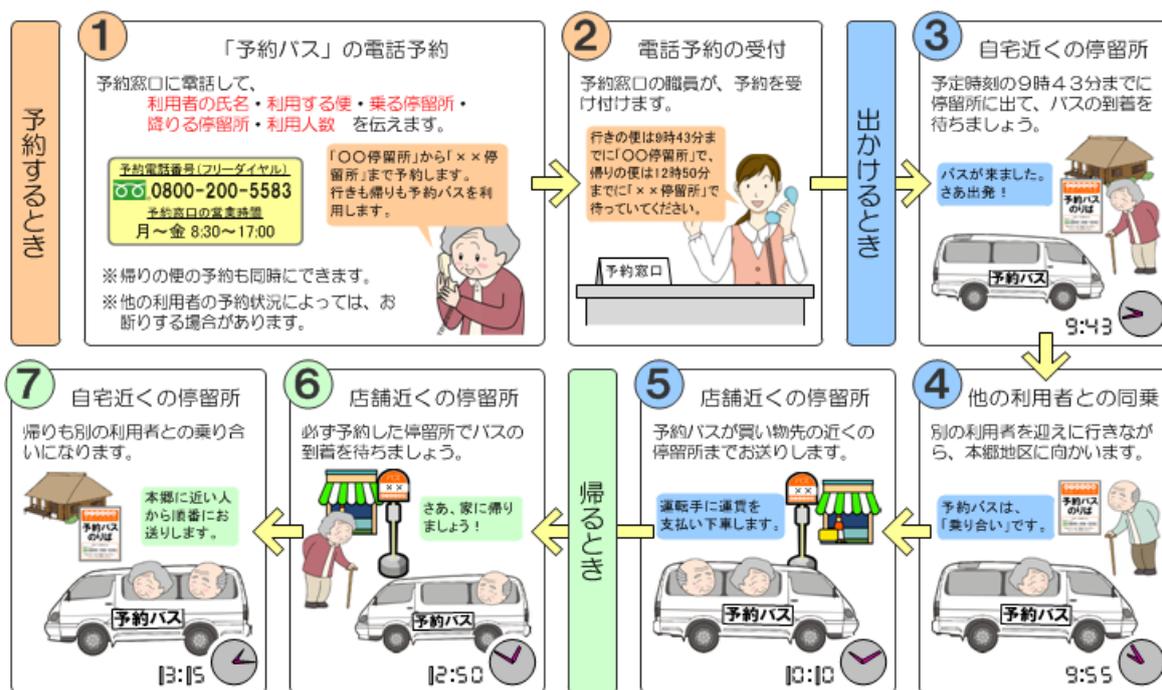


図 5-3 予約バスの利用方法

5.1.2.4 その他の移送サービス

移動困難者向けの移動手段としては、予約バス以外に、設楽町の「福祉移送サービス」、設楽町津具地区の「のってかっせ」、豊根村の「がんばらマイカー」を運行している。各種サービスの概要について、表 5-7 に示す。

表 5-7 その他の移動困難者向けの移送サービスの概要

区分	設楽町 福祉移送サービス	設楽町津具地区 のってかっせ	豊根村 がんばらマイカー
1	法的根拠	市町村福祉運送	公共交通空白地有償運送
2	実施主体	設楽町	設楽町商工会
3	委託業者	社団法人設楽町シルバー 人材センター	—
4	運営内容	町が利用者からの電話による予約を受け、その内容をシルバー人材センターに連絡し、シルバーが運転手、介助員の手配を行う。	利用者からの電話により予約を受け付け、運転手の手配を行う。
5	使用車両	福祉車両4台	1台(軽自動車)
6	利用 対象者	バスの利用が困難な要支援認定者、要介護認定者、障がい者	設楽町民で会員登録した者
7	事業内容	医療機関への通院、町内商店への送迎など	医療機関への通院、行事への参加、公共機関への用務など
8	運行範囲	乗車地または下車地が設楽町の範囲内	乗車地または下車地が豊根村の範囲内
9	運行日・ 時間	月～金曜日 午前9時～午後4時	月～金曜日 午前9時～午後5時
10	利用料	5kmまで500円 5kmごとに500円追加 50kmを超えると5kmごとに1,000円追加	1回500円
11	運転者 登録数	17名(年齢65～74歳)	4名(65～69歳)

移送サービスの運転手の安定的確保を目的として、運転者登録の増加を図るものとする。

その他、設楽町及び東栄町にて、一般のタクシー車両を使用して、設楽町福祉移送サービスと同種のサービスを提供している。

5.2. 情報発信の強化

5.2.1. 北設楽郡への来訪者向けの情報発信

名古屋都市圏や豊橋都市圏をはじめとした、公共交通の利便性の高い都市圏から北設楽郡への来訪者に対し、自動車ではなく公共交通を利用して来ていただくために、協議会ホームページをはじめとする各種媒体にて情報提供を行う。具体的には、表 5-8 の事業を実施する。

表 5-8 来訪者向けの情報発信事業一覧

実施内容	実施主体
3 町村の観光案内ページにおける公共交通情報の提供	設楽町・東栄町・豊根村の観光部局
協議会ホームページを用いた観光やイベントの案内	北設楽郡公共交通活性化協議会
3 町村の玄関口となる本長篠駅、東栄駅、田口バスターミナルにおける観光地への移動案内の充実（詳細は 5.3 章参照）	
公共交通経路検索サイトへ「おでかけ北設」のバスの時刻・運賃情報を提供	
観光施策と連携したイベントの実施（詳細は 5.3 章参照）	
外国語による各種情報提供	

特に協議会のホームページについては、時刻表や路線図など、利用者が第一に必要なとしている情報に容易かつ迅速にアクセスできるように、デザインを更新するものとする（図 5-4 参照）。また、各自治体の観光案内サイトでは、公共交通によるアクセス情報が不十分であることから、協議会ホームページと連携して、公共交通情報の提供を行うものとする（図 5-5 参照）。

5.2.2. 北設楽郡住民向けの情報発信

住民意識アンケート結果より、「おでかけ北設」のバスを毎日利用しているのは、全体の約 2%である。また、全体の約 85%は、「おでかけ北設」のバスをほとんど利用しない。したがって、まずは「おでかけ北設」の事業内容を知ってもらい、取り組み内容を理解していただき、そしてバスに乗ってもらうための施策が必要である。そのために、表 5-9 の事業を実施する。

表 5-9 住民向けの情報発信事業一覧

実施内容	実施主体
「おでかけ北設」に関する広報誌「おでかけ北設だより」の発行	北設楽郡公共交通活性化協議会
閲覧者の視点に立った協議会ホームページのデザイン更新	
紙媒体による路線ごとの時刻表の無料配布	
交通事業者のバス運転手募集情報などの告知	

上記施策のほか、各町村の企画部局にて、独自に住民向けの情報発信を実施する。

北設楽郡総合交通システム

おでかけ北設 北設楽郡公共交通活性化協議会
(設楽町・東栄町・豊根村) ホームページ

メニュー | 時刻表 | 路線図 | 運賃 | 広報誌 | 議事録
 Timetable | Route Map | Fare | News Letter | Proceedings

過去のお知らせ | 「おでかけ北設」について | 予約バスご利用の手引き | ばすりんコーナー | フォトギャラリー | メール

お知らせ

- 「第35回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2016年1月13日(水) 午後2時) 日時:2016年1月13日(水) 午後2時 場所:設楽町役場 議場
- 「第34回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2015年10月1日(木) 午後2時) 日時:2015年10月1日(木) 午後2時 場所:設楽町役場 議場 <協議会は終了しました>
- 「第33回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2015年9月4日(金)) 日時:2015年9月4日(金) <協議会は終了しました>
- 「第32回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2015年7月7日(火)) 日時:2015年7月7日(火) <協議会は終了しました>
- 「第31回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました(書面開催)。(2015年6月22日) 日時:2015年6月22日(月) <協議会は終了しました>
- 「第30回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2015年6月15日) 日時:2015年6月15日(月) <協議会は終了しました>
- 「第29回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2015年6月15日) 日時:2015年6月15日(月) <協議会は終了しました>
- 「第28回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2015年6月15日) 日時:2015年6月15日(月) <協議会は終了しました>
- 「第27回北設楽郡公共交通活性化協議会」を開催しました。(2015年1月14日) 日時:2015年1月14日(水) 午後2時45分より 場所:設楽町役場 議場 <協議会は終了しました>

【現状】バス利用者に直接関係しない協議会の情報が目立つ
 【改善の方向性】時刻表や路線図など、バス利用者が利用しやすいページレイアウトとする

【現状】「おでかけ北設」のトップページに観光情報がどこにもない
 【改善の方向性】観光情報・地域情報を記載することで、郡外居住者に対する訴求効果を高める

図 5-4 現在の協議会ホームページと改善の方向性

したらに! きてみりん!

設楽町観光協会 SHITARA TOWN TOURISM ASSOCIATION

森と水のちからと人の営みが調和する くらしと出会いのまち

ホーム | イベント情報 | 体験する | 旅館・民宿 | お食事処 | おみやげ | 掲示板

>> TOP >> アクセス

アクセス

- 東名高速道路
 - 豊川ICから 約940km 約1時間
 - 名古屋ICから 約70km 約1時間30分
- 新東名高速道路
 - 浜松みなとICから 約335km 約50分
- 東海環状道路
 - 豊田勸ICから 約50km 約1時間15分
- 中央高速道路
 - 東那ICから 約75km 約1時間20分
- 飯田山本ICから 約780km 約1時間30分

【現状】自治体の観光情報では自動車によるアクセス情報が優先され、公共交通によるアクセス情報が軽視されている
 【改善の方向性】公共交通のアクセス情報を掲載することで、郡外居住者に対する「おでかけ北設」の認知度を高める

図 5-5 現在の観光協会のホームページと改善の方向性

5.2.3. 「おでかけ北設」の取り組みを理解してもらうための方策

5.2.3.1 児童・生徒向けの方策

さらなる少子高齢化が予想される中、現在の小学生、中学生、高校生が、将来多くの高齢者を支える担い手となる。そこで、将来を担う小学生、中学生、高校生に対し、公共交通が地域社会において果たす役割の重要性を認識してもらうことが重要となる。そのためには、児童・生徒に対する公共交通の啓発活動を実施し、若い時期から公共交通に関する理解の高揚を図る。さらに、「おでかけ北設」の意義を理解した小学生、中学生、高校生を起点にして、長期的視野に立って、地域全体への「おでかけ北設」の浸透を図ることとする。

具体的な方策の内容については、北設楽郡公共交通活性化協議会が各町村の教育委員会と連携し、平成 28 年度に実施可能な施策を検討し、平成 29 年度以降に実施するものとする。

現時点で、北設楽郡内で実施可能と考えられる、児童・学生向けの公共交通に対する理解向上方策の一例を、表 5-10 に示す。また、他自治体での実施事例について、表 5-11 に示す。

表 5-10 北設楽郡内の児童・学生向けの公共交通に対する理解向上方策

施策内容	小学生 対象	中学生 対象	高校生 対象
公共交通の専門家による出張授業実施	○	○	○
高校進学予定者を対象としたバスによる通学の説明会の実施		○	

表 5-11 他自治体の事例による児童・学生向けの公共交通に対する理解向上方策

施策内容	小学生 対象	中学生 対象	高校生 対象
バスの乗り方教室の実施	○	○	
公共交通の副読本作成	○	○	
地域学習の中での「おでかけ北設」の教材化	○	○	
都市部への移動計画の作成授業	○	○	
公共交通を題材にした討論会の実施			○

5.2.3.2 高齢者向けの方策

近年、全国的に高齢者が運転する自動車の交通事故の増加が社会問題になっている。現在の高齢者は長年にわたって自動車を利用しており、その習慣が公共交通利用の妨げとなっていると考えられる。高齢者が公共交通を利用することにより、交通事故の削減だけでなく、健康増進による医療費削減などの効果も期待できる（図 5-6 参照）。

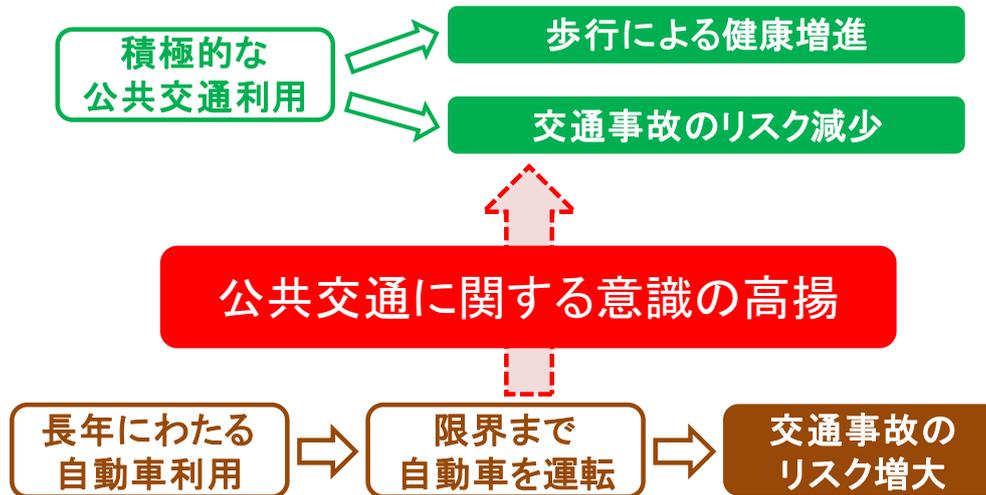


図 5-6 高齢者の公共交通への意識高揚のメリット

高齢者向けの公共交通に対する理解向上策として、特に高齢者が集まる老人クラブなどの会合を活用して、表 5-12 の方策を実施する。

表 5-12 高齢者向け理解向上方策

実施内容		実施主体
目的に応じたバスの利用方法を記述した簡便なチラシの作成と高齢者が集まる会合でのチラシの配布		設楽町、東栄町、豊根村の企画部局
※チラシの内容例	【例 1】設楽町田口住民向けの「とうえい温泉」、「兎鹿嶋温泉」、「どんぐりの湯」への行き方（便利なダイヤ）を記載	
	【例 2】設楽町住民向けの、新城市飲食店マップと終バス時刻を記載	
	【例 3】東栄病院への通院方法、本郷地区商店への移動方法を記載（基幹バスと予約バスとがんばらマイカーを併記で）	
高齢者向けのバス乗り方教室の実施		北設楽郡公共交通活性化協議会
運転免許返納時における「おでかけ北設」の冊子配布（設楽警察署と協力して実施）		
高齢者を対象とした「おでかけ北設」のセミナーの実施		

5.3. 事業者・近隣市との連携による北設楽郡外への移動利便性向上

5.3.1. 異なる交通モード間の交通結節点での連携

基幹バスと接続する幹線交通としては、JR飯田線（東栄駅及び本長篠駅で接続）、とよたおいでんバス（稲武地域で接続）が存在する。これらの結節点では、北設楽郡公共交通活性化協議会がバスの運行情報や観光などの情報提供を行い、バス待ち環境の整備、接続ダイヤの充実を図る。

また、設楽町の田口バスターミナル、東栄町の本郷バスターミナルは、それぞれ町の交通の拠点であることから、設楽町及び東栄町がバスの運行情報や観光の情報提供を行い、バス待ち環境の整備、接続ダイヤの充実を図る（表 5-13 参照）。

表 5-13 交通結節点としての整備対象箇所

	交通結節点名称	結節路線	整備の方向性
設楽町	田口バスターミナル	基幹バス各路線 支線バス・予約バス各路線	国道 257 号を挟んだ向かい側の田口公衆便所休憩所を活用し、バス待ち環境の充実や北設楽郡の観光案内を充実させる。
東栄町	東栄駅	JR 飯田線 基幹バス豊根東栄線・東栄線	東栄駅舎内のふるさと交流館にて、「おでかけ北設」の情報提供を行う。
	本郷バスターミナル	基幹バス各路線 支線バス・予約バス各路線	乗継利用者のためのバス待ち環境の充実を図る。
その他	本長篠バスターミナル（新城市）	JR 飯田線 基幹バス田口新城線 新城市営バス各路線	北設楽郡外から JR 飯田線を利用して設楽町へ向かう利用者を対象に、バス停位置や「おでかけ北設」路線図の提供を、新城市と協議の上行う。

5.3.2. 田口新城線の活性化

基幹バス田口新城線については、北設楽郡公共交通活性化協議会が、新城市、豊鉄バス、愛知県などの関係者と次の点に関する協議を行い、計画期間内（平成 28 年度～平成 30 年度の 3 年間）に実現に向けた努力を行う。

- 運賃の見直し（ゾーン制運賃への移行など）
- 運行本数の見直し（土休日や夜間の増発など）
- 運行経路の見直し
- 他の交通手段との結節の見直し（高速バス「山の湊号」との結節など）
- 本長篠バスターミナルでの情報発信強化

5.3.3. 郡外利用者の増加に向けた施策実施

また、北設楽郡外居住者に対して、北設楽郡の公共交通に関心を持っていただくために、各種イベントを企画し、実施するものとする。企画例としては次のようなものがある(図 5-7 参照)。

- 割引率の高い、田口新城線利用を前提とした企画乗車券
- 利用促進イベント及びツアー
- イベントの開催に合わせた JR との連携の検討
- 「夏休み小学生 50 円バス」の実施(図 5-8 参照)

「おでかけ北設」イベント実施事例①

過去のイベントの事例として、地域内の企業などと連携し、地酒を販売する商店や温泉を巡るコースを設定し、バス利用者に対して特典を付与する、「bus で bath(温泉)」、「飲んだら乗るな、乗るならバスだ」キャンペーンを実施しています。

オススメコース [平日]

【ほろ酔いコース】	【湯めぐりコース】
JR豊橋駅 (8:13)	JR豊橋駅 (8:12)
JR豊川駅 (10:25)	JR豊川駅 (8:27)
JR新城駅 (10:48)	JR新城駅 (8:59)
徒歩10分	JR東栄駅 (10:01)
↓	東栄駅前バス停 (10:06)
徒歩5分	老平バス停 (10:51)
中町バス停 (13:25)	徒歩5分
田口バス停 (14:30)	徒歩5分
徒歩3分	老平バス停 (13:58)
↓	とうらい温泉前バス停 (14:46)
徒歩3分	徒歩0分
田口バス停 (16:20)	とうらい温泉前バス停 (16:17)
徒歩3分	東栄駅前バス停 (16:36)
本長瀬駅前バス停 (17:01)	JR東栄駅 (16:45)
徒歩3分	JR新城駅 (17:35)
JR本長瀬駅 (17:15)	JR豊川駅 (17:58)
JR新城駅 (17:35)	JR豊橋駅 (18:13)
JR豊川駅 (17:58)	
JR豊橋駅 (18:13)	

左記行程は一例です。同プランとどちらか一方の店舗、施設のご利用でも特典を受けることができます。他の行程作成は下記へお問合せください。
土・日・祝日は連休やダイヤが必要になる路線がありますので、出発前にホームページ等で確認ください。店舗、施設の営業日や営業時間にご確認ください。

豊秋/川のダイヤ・温泉 総協賛はこちら
<http://www.toyotetsu.jp/>

豊秋/CS(株)新城地業所 ☎ 0536-24-1141

新城市S/CSのダイヤ・温泉 総協賛はこちら
http://www.cityshinetsu.lg.jp/05c-016_13751_174_803.html
☎ 0536-23-7611

おでかけ北設/CSのダイヤ・温泉 総協賛はこちら
<http://www.town.shitara.acchi.jp/odekake/>
豊楽駅前/CS ☎ 0536-62-0511
東栄駅前/CS ☎ 0536-16-0501
豊原駅前/CS ☎ 0536-85-1315

バスでおでかけ

来てね!

新城・北設めぐり

バスまたは電車でお越しになった方へ、2つの特別プランをご用意しました。
ローカル線と路線バスにゆったり揺られる旅をしてみませんか。

実施期間 / 平成22年10月1日(金)～11月30日(火)

参加方法は簡単!
バスか電車での旅であることをお店の人に伝えればOK!

- 新城市S/CS・おでかけ北設/CS・豊秋バス(新城市・豊楽町内運行)にご乗車の場合は、運転席隣に購入向けの乗車証明書をお店でお見ください。
- JR路線にご乗車の場合は、使用した切符をお持ちください。(日野温泉、あいちやのみ)のみは乗車証明書の発行ができません。
- 店舗でアンケートに回答ください。

忌野清志郎さんも飲んでいた



お肌スベスベ美人の湯



こだわりの伝統手作り



大浴場、野天風呂、陶器風呂いろいろあります



周辺紹介

■ 新城市歴史めぐり(新城市)

- 設楽原歴史資料館 ☎0536-22-0673 (S/CS北郷線 資料館前下車徒歩1分・JR三河河原駅下車徒歩15分 入館料 一般300円)
- 長篠城址史跡保存館 ☎0536-32-0162 (豊秋/CS田口新城線 長篠城前下車徒歩5分・JR長篠城前下車徒歩5分 入館料 一般210円) (まいしりれも開館時間:9:00～17:00(休館日:火曜が祝日の場合、翌日休館)・共通観覧券は一般400円)

■ しんしろ軽トラ市 のんほいルック(新城市)

軽トラ市(軽トラ)が中心!
新鮮な野菜や果物、海産物がトラックの荷台にいっぱい!
11月はバスRサービスで公共交通機関利用者への特典があります。
毎月第4日曜 9:00～13:00(休館日) 11月は9:00～14:30(休館日)
(JR新城駅下車徒歩5分・豊秋/CS田口新城線下車徒歩5分)

■ 奥三河郷土館(豊楽町) ☎0536-62-1440
開館時間 9:00～16:00(休館日:火曜が祝日の場合、翌日休館)
入館料200円(バス利用の方は乗車証明書提示で無料!)
(豊秋バス田口新城線 田口下車徒歩15分)



組合関係行 北設楽郡公共交通活性化協議会(☎0536-62-0511) 新城市地域公共交通協議会(☎0536-23-7611)
協賛 豊秋/CS株式会社 社団法人豊原バス協会

図 5-7 「おでかけ北設」イベント実施事例(その1)

「おでかけ北設」イベント実施事例②

現在実施中のイベントの事例として、東三河地域の全バス路線について、小学生を対象に、夏休み限定で、1乗車 50 円で路線バスに乗車できるキャンペーンを実施しています。東三河の全自治体が参加して、夏休み小学生 50 円バス実行委員会を設置し、イベントを実施しています。

50円バス

東三河の全バス路線
(高速バス、おでかけ北設の予約バスを除く)

できるだけ保護者の方と一緒に利用しましょう。

夏休みは東三河のイベントが盛りだくさん!!

期間 2015年7月18日～8月31日

パンフレットの中を見てみよう。

主催：豊鉄バス線、名鉄バス東部線、夏休み小学生50円バス実行委員会

路線バスの乗り方

- 行き先を確認します**
バス停で行き先を確認しましょう。バスが来たらバスの前方・乗降口側の表示板を確認して、バスの乗車するの待ちましょう。
- 中央のドアから乗ります**
バスの中央のドアから乗ります。(後ろ側にドアのあり方もあります。)
- 整理券をとります**
入口で整理券を取ります。降りるときに返しますので、なくさないようにしましょう。
- 降りるバス停を確認します**
バス乗降の前方に確認表があります。バス停が表示されるので、整理券番号の確認をお願いします。(にも確認は早急です。)

5 降りるときは、降車ボタンを押します
案内放送や運賃表示機で降りたいバス停が案内されたら、降車ボタンを押しましょう。

6 運賃の払い方
バスの降りてから運賃機に整理券と整理券を入れましょう。

7 降りるときは注意
前のドアから降りましょう。降りる時は、自動車が通っていることがありますので注意して降りましょう。

※コミュニケーションバスの乗り方については、各町村へお問い合わせください。

利用上の注意

- できるだけ保護者同伴でご利用ください。子ども運賃(50円)の支払いは現金に限ります。
- 名鉄バス東部線の路線を利用するときは、運転手に「降のこどもバスポート」を見せてください。
- 各町村ごとに異なる場合があります。詳しくは下記「お問い合わせ」をご確認ください。

お問い合わせ先

豊鉄バス線: 0532-44-8414	新城市行政課: 0536-23-7611
名鉄バス東部線/東部線: 0533-68-3220	田原市経営企画課: 0531-27-8603
豊橋市都市交通課: 0532-81-2620	沼津市企画総務課: 0536-62-0914
豊川市人権交通課: 0533-89-2149	豊岡町企画課: 0536-76-0502
蒲郡市交通課: 0533-66-1156	豊根村地域振興課: 0536-85-1311

図 5-8 「おでかけ北設」イベント実施事例（その2）

6. 計画達成状況の評価

6.1. 目標の達成度を示す評価指標

地域公共交通網形成計画の目標の達成度を示す評価指標について、表 6-1 に示す。なお、評価指標は毎年度ごとに算出するものとする。

表 6-1 目標の達成度を示す評価指標

目標	評価指標	目標値	設定理由	数値の設定根拠
目標① 郡内拠点間及び郡外への交通利便性確保	高校生 自宅通学率	90.0%	基幹バスの役割の1つが高校への通学輸送のため	過去3か年(平成25年度～平成27年度)の平均値 H25: 87.5%、H26: 94.6%、H27: 87.8%
	通院目的 利用率	11.0%	基幹バスの役割の1つが総合病院への通院輸送のため	過去3か年(平成24年度～平成26年度)の最小値 H24: 15.4%、H25: 11.8%、H26: 11.0%
目標② 全ての地区から郡内拠点への移動手段の提供	公共交通の 集落カバー率	100%	全集落にて移動手段を確保する必要があるため	
目標③ 「おでかけ北設」を多くの住民・来訪者に知ってもらい、利用してもらうための仕組みづくり	各町村の 目標達成度の 平均値	1.0点	町村ごとに地域事情が異なり、目標とするところも異なるため	過去2か年(平成26年度～平成27年度)にて、3町村とも独自に設定した目標を達成したため
目標④ 「おでかけ北設」を将来にわたって持続するための運行形態への改善	住民1人あたりの 利用回数	10.5回	人口減少の中、住民が公共交通を利用することで、「おでかけ北設」が持続可能となるため	65歳以上の住民が年1回利用回数を増やすと目標達成が可能であるため ※過去3か年(平成24年度～平成26年度)の値 H24: 10.2回、H25: 10.1回、H26: 10.1回

6.1.1. 評価指標の算出方法

(1) 目標①の算出方法

- 高校生自宅通学率＝郡内高校生の自宅通学者数／郡内高校生数
- 通院目的利用率＝通院目的利用者数／拠点間利用者数
 - 通院目的利用者数は、下記の乗降者数の1日平均の合計
 - ◇ 新城市民病院バス乗降者数のうち、田峯以北(設楽町内)で乗降した利用者数
 - ◇ 東栄病院バス乗降者数
 - 拠点間利用者数は、下記の利用者数の1日平均の合計
 - ◇ 田口新城線田峯～滝上間(設楽町・新城市境)の利用者数
 - ◇ 豊根東栄線・東栄線横引～東栄病院前間の利用者数

(2) 目標②の算出方法

- 集落カバー率＝公共交通による移動手段がある集落／全集落数

(3) 目標③の算出方法

- 各町村で独自に目標を設定し、3段階評価
 - 目標を達成できなかった：0点
 - 目標を達成した：1点
 - 目標を上回る成果があった：2点
- 町村ごとの点数の平均値を算出

※平成26年度の各町村独自目標設定例

設楽町	■各地区イベントなどでバスの利用方法を説明 ■とうえい温泉のバス利用時の施設利用割引制度の車内掲載によるPR ■予約バス無料乗車券の配布による乗車体験からバス利用意識の醸成 ■意見箱を設置して利用者の意見聴取
東栄町	■世話人定員（10名）の維持 ■各地区会合などで利用方法の説明 ■とうえい温泉のバス利用時の施設利用割引制度の車内掲載によるPR
豊根村	■走る広告塔としてバス広告掲載制度の新設 ■兎鹿嶋温泉のバス利用時の施設利用割引制度の実施と車内掲載によるPR ■JR飯田線、路線バス乗り継ぎ時刻表を作成し、車内配布とホームページに掲載 ■バス利用改善についての意見募集を実施

(4) 目標④の算出方法

- 住民1人あたりの利用回数＝全公共交通の利用者数／年度末の3町村の合計人口
- 公共交通利用者数は、以下を合計
 - 基幹バス田口新城線の内、設楽町での乗降者数（6月の乗降調査結果を年間換算）
 - 基幹バスの年間利用者数（田口新城線以外、小中学生の定期利用を除く）
 - 支線バスの年間利用者数（小中学生の定期利用を除く）
 - 予約バスの年間利用者数
 - 「のってかっせ」及び「がんばらマイカー」の年間利用者数
 - 福祉タクシー利用の年間利用者数
 - 移送サービス利用の年間利用者数

6.1.2. 目標の進捗管理

4つの目標の指標を基に、目標達成のために実施する事業の総合評価を行う。

評価方法は、前章で述べたそれぞれの事業の項目の評価に対応するように、表 6-2 に示す A～E の指標を点数化して、その合計値で判定するものとする。

表 6-2 総合評価手法

評価指標	点数化方法
A：目標① 高校生自宅通学率	目標値（90.0%）と比較して －5%以下：0点、±5%未満：1点、+5%以上：2点
B：目標① 通院目的利用率	目標値（11.0%）と比較して －5%以下：0点、±5%未満：1点、+5%以上：2点
C：目標② 集落カバー率	100%未満：0点、100%：2点
D：目標③ 町村別目標達成度	1) 町村ごとに点数化 目標を達成できなかった：0点 目標を達成できた：1点 目標を上回る成果があった：2点 2) 3町村の平均値で判定 0.5点未満：0点、0.5点以上1.5点未満：1点、1.5点以上：2点
E：目標④ 住民1人あたりの 利用回数	目標値（10.5回）と比較して －1.0回/人以下：0点、±1.0回/人未満：1点、+1.0回/人以上：2点

そして、合計点数に応じ、次期地域公共交通網形成計画にて、それぞれの事業内容および郡内の交通体系の見直しを行う。合計点数ごとの見直し方針について、表 6-3 に示す。

表 6-3 合計点数ごとの見直し方針

合計点数	見直し方針
0点～4点	交通体系の見直しを検討する。具体的な事業内容は、新しい交通体系に合わせて検討する。
5点～6点	交通体系は現状を維持するが、事業内容の再検討を行う。
7点～10点	交通体系および事業内容は現状維持とする。

6.2. 事業の達成度を示す評価

6.2.1. 郡内拠点間及び郡外拠点間を結ぶ基幹バスの運行に関する評価

郡内拠点間及び郡外拠点間を結ぶ基幹バス運行の実施内容、評価主体、実施結果の評価方法について、表 6-4 に示す。なお、基幹バスの評価結果は、毎年作成する確保維持改善事業の申請書に活用するものとする。

表 6-4 基幹バスの運行事業の実施主体及び実施結果の評価方法

実施内容		評価主体	実施結果の評価方法		評価指標
1)北設楽郡と郡外とを結ぶ路線を運行	田口新城線 (新城市～設楽町)	北設楽郡公共交通活性化協議会、豊鉄バス、愛知県	①年1回の設楽町田口での実態調査 ②年1回の全区間の乗降調査	協議会の評価結果及び豊鉄バス・愛知県の評価結果を基に、運行計画を適宜見直し(年1回)	年間利用者数
	稲武線 (設楽町～豊田市稲武)				
2)北設楽郡内の町村間を結ぶ路線を運行	東栄設楽線、豊根東栄線、豊根設楽線	北設楽郡公共交通活性化協議会	①毎日の乗降記録 ②年1回の乗降調査	協議会にて評価を実施し、運行計画を適宜見直し(年1回)	1便あたりの利用者数
3)各町村の拠点間を結ぶ路線を運行	東栄線(東栄駅～本郷)、津具線(田口～津具)				

6.2.1.1 田口新城線の評価

田口新城線については、次の2通りの評価を行う。

- 1年に1回(連続する7日間)、田口バスターミナルにおいて田口新城線の郡内利用者と郡外利用者の実態調査を行い、その結果に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会にて評価を行う。
- 1年に1回(連続する2日間)の全区間で実施する乗降調査結果に基づき、愛知県バス対策協議会にて評価を行い、その結果を北設楽郡公共交通活性化協議会に報告する。

6.2.1.2 その他の基幹バス路線の評価

田口新城線以外の基幹バスについては、毎日の乗降記録、1年に1回(連続する5～7日間)の乗降調査結果及び住民要望を踏まえて、協議会にてダイヤ(運行日、運行時間帯)、経路などの運行計画の見直しを1年に1回(1月頃に実施)行う。基幹バスの運行サービスの見直しにあたっては、高等学校への通学の利便性を最低限確保することを考慮する。

田口新城線以外の基幹バス路線の評価手順について、図 6-1 に示す。また、路線ごとの評価指標を表 6-5 に示す。

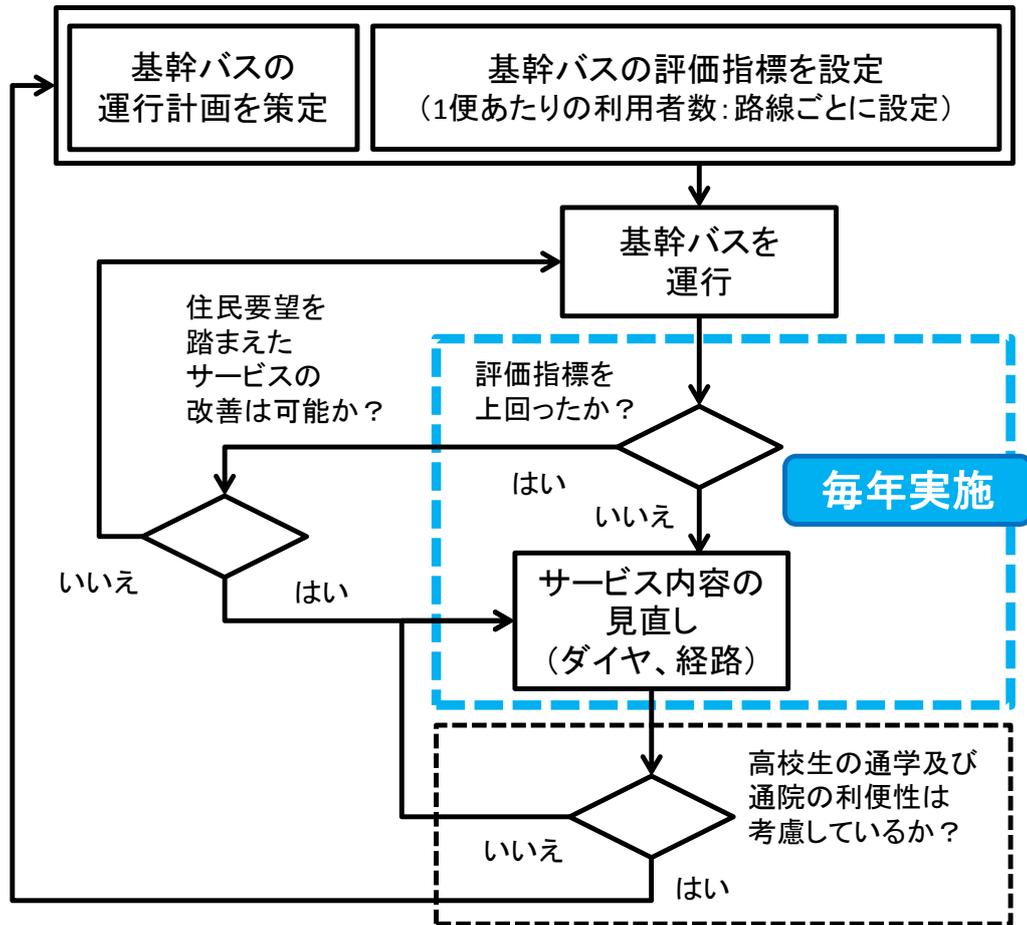


図 6-1 基幹バスの評価手順

表 6-5 基幹バスの路線ごとの評価指標

路線名	評価指標 (1便あたりの利用者数)
① 東栄設楽線	3.8
② 豊根東栄線	4.8
③ 東栄線	3.4
④ 稲武線	4.8
⑤ 豊根設楽線 (大立～石堂の 区間便は対象外)	1.1
⑥ 津具線	3.8

※評価指標は平成 26 年度の値を採用

6.2.2. 町村内移動を担う各種サービスの提供に関する評価

町村内移動を担う各種サービスのうち、支線バスについて、各町村にてダイヤ（運行日、運行時間帯）、経路などの運行計画の見直しを1年に1回（1月頃に実施）評価を行う。運行の実施結果の評価方法について図 6-2 に示す。また、路線ごとの評価指標を表 6-6 に示す。

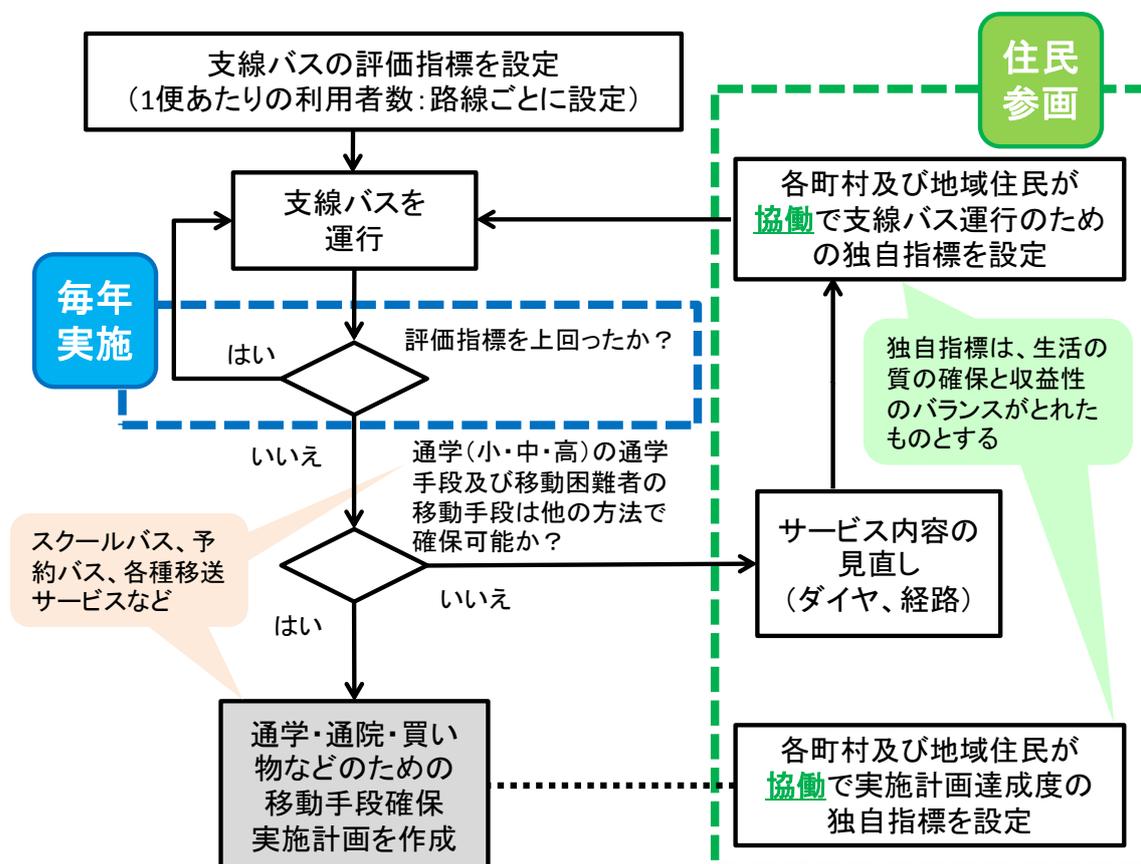


図 6-2 支線バス運行の実施結果の評価方法

表 6-6 支線バスの路線ごとの評価指標

路線名	評価指標 (1便あたりの利用者数)
S1.宇連長江線	0.4
S2.三都橋豊邦線	3.6
E1.御園線	1.0
E2.東菌目線	2.9
N1.坂宇場線	10.1
N2.三沢線	5.1
N3.富山線	1.7

※評価指標は平成 26 年度の値を採用

7. 「おでかけ北設」実施組織とスケジュール

7.1. 計画期間における「おでかけ北設」の実施組織

平成 28 年度～平成 30 年度の 3 か年の計画期間において、「おでかけ北設」を運営する体制を、図 7-1 に示す。

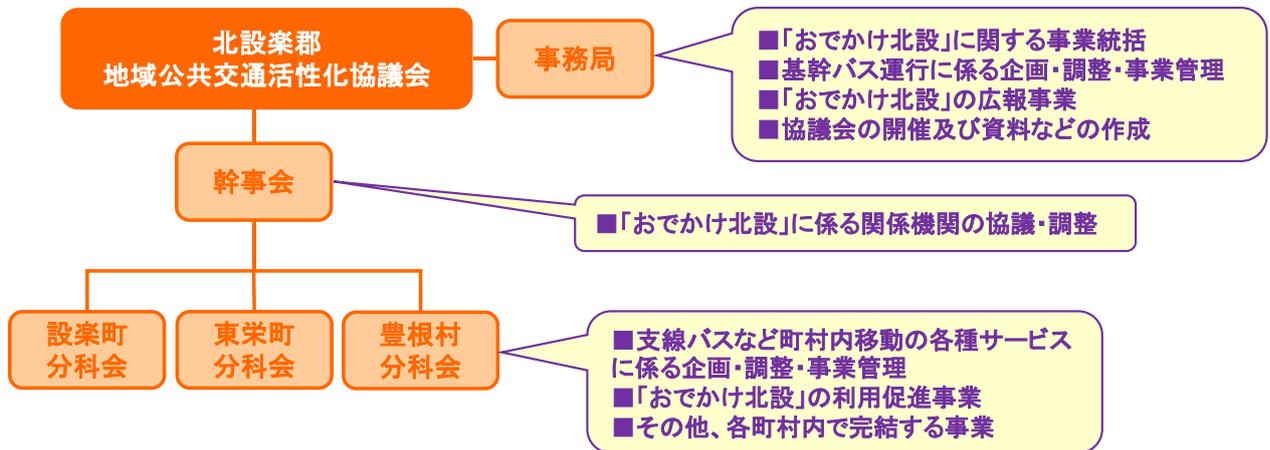


図 7-1 「おでかけ北設」の実施体制

7.1.1. 事務局の役割

北設楽郡公共交通活性化協議会に関する各種業務を行う組織として、事務局を設置する。事務局の主たる役割は、北設楽郡全体の公共交通に関する事業の統括である。具体的には、次の業務がある。

- 「おでかけ北設」に関する事業統括
- 基幹バス運行に係る企画・調整・事業管理
- 「おでかけ北設」の広報事業
- 協議会の開催及び資料などの作成

7.1.2. 各町村の分科会の役割

北設楽郡公共交通活性化協議会に関する各種業務のうち、各町村内で完結するものについては、各町村に分科会を設置し、各町村の部局にて事務などを行う。具体的には、次の業務がある。

- 支線バスなどの町村内移動を担う各種サービスに係る企画・調整・事業管理
- 「おでかけ北設」の利用促進事業

事業の年間標準スケジュールを、表 7-2 に示す。なお、表 7-2 に記載していない事業（基幹バス・支線バスの運行など）については、年間を通じて実施するものとする。

表 7-2 実施事業の年間標準スケジュール

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乗降調査	田口新城線			▲				▲					
	その他路線			▲									
事業評価	基幹バス										▲		
	支線バス										▲		
基幹バス・支線バス※) 運行計画の変更								▲					▲
確保維持改善事業								▲					
各町村定例議会													
年度事業計画・予算案作成													▲
協議会開催				▲				▲			▲		▲

※) 基幹バス・支線バスの運行計画の変更は、10月初旬又は3月中旬（JR飯田線のダイヤ改正が実施されることが多い）に実施することを原則とするが、状況に応じて適宜実施するものとする。

8. 将来の「おでかけ北設」運営方法の検討

8.1. 運営組織の検討

今後、路線バスの運行を中心とした「おでかけ北設」を継続的に運営し続けるための組織としては、現状の自治体直営で実施する方法の他、業者へ委託する方法、事務組合（複数の普通地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行う組織、地方自治法 284 条第 2 項より）を設立する方法、株式会社、財団法人などの法人を設立する方法が考えられ、見直しについて検討が必要である。比較を表 8-1 に示す。

表 8-1 「おでかけ北設」の実施組織の比較

実施形態	特徴
自治体直営	■ 関連部署との連携が容易である。 ■ 3 町村を横断する事案の場合、連携が困難な場合がある。 ■ 職員の確保が難しい。
業者委託	■ 業務遂行に関する人員確保が容易である。 ■ 役場内の他部署との連携が難しい。
事務組合設立	■ 3 町村を横断する事案の場合、業務遂行が容易である。 ■ 新たな運営の枠組みであるため、複数機関との調整が必要である。
法人設立 (第三セクター方式)	■ 民間企業のノウハウを活用することにより、収支改善が可能となるなど、効果的、効率的に運営できる可能性がある。 ■ 経営が破たんした場合、債務負担が発生し、サービスが急激に低下し、機動的な経営ができない恐れがある。

8.2. 将来の移動手段確保方策の検討

各町村内移動を担う各種サービス（支線バス、予約バス、スクールバス、各種有償運送）は、現在は基幹バス及び支線バスが主体となって担っているものの、利用が多くないこと、高齢者の身体能力低下が予想されることから、将来的には、利便性向上と輸送費用の低減のために、各種サービスのあり方を見直す必要がある。以下に示す方法をはじめ様々な方策を検討し、次期地域公共交通網形成計画策定までに見直しを行うものとする。

- タクシーの活用を軸としたフルデマンド型交通の導入
- 豊根村の「がんばらマイカー」のような互助交通の導入
- 移動サービスの維持・改善における地域住民の積極的参画
- 運転手確保のための仕組みづくり